

長浜市立古保利小学校創立150周年記念事業実行委員会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は長浜市立古保利小学校創立150周年記念事業実行委員会(以下本会)という。と称する。

(目的)

第2条 本会は、長浜市立古保利小学校創立150周年記念事業の企画・実行をとおして、児童並びに地域住民の愛校心と地域愛(郷土愛)をより一層育むことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 創立150周年記念事業に必要な方針及び計画の策定に関するこ

(2) 創立150周年記念事業の会場・時期に関するこ

(3) 創立150周年記念事業の実施・準備のための経費や協賛金等に関するこ

(4) その他、創立150周年記念事業の実施・準備のために必要と認められること

第2章 組 織

(構成)

第4条 本会は、長浜市立古保利小学校のPTA・学校運営協議会・有識者および本会の趣旨に賛同する者をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に次の役員・各部会委員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

(3) 各部会長 各部会毎に1名

(4) 会計 1名

(5) 監事 2名

2 各部会委員 各部会毎に数名程度

3 顧問を置くことができる。

(役員の選任)

第6条 委員長・副委員長は、互選にて選任する。

2 各部会長・会計・監事・部会委員ならびに顧問は委員長が委嘱する。

(任期)

第7条 役員等の任期は、役員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その役員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 委員長は、役員・部会委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必

要に応じて補充することができる。

第 3 章 会 議

(会議)

- 第 8 条 本会の会議は、前条の目的を達成するまでの間、必要に応じて開催し、委員長がこれを招集する。
- 2 本会の会議は、委員長が議事をつかさどる。
 - 3 本会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
 - 4 本会の会議資料は、これを保管しなければならない。

(部会)

- 第 9 条 各部会長は、本会の円滑な事業推進のために、必要に応じて部会を招集する。

第 4 章 事務局

(事務局)

- 第 10 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局は古保利小学校に置く。

第 5 章 会 計

(会計)

- 第 11 条 本会の事業に要する経費は、協賛金およびその他の収入をもってあてる。
- 2 本会の会年度は、本会設立に始まり、本会の解散までとする。
 - 3 本会の事業完了後、余剰金が生じた場合は、古保利小学校後援会会計へ引き継ぐ。

第 6 章 解 散

(解散)

- 第 12 条 本会は、第 2 条に規定する目的が達成され、計画した事業が完了したとき、解散とする。

第 7 章 補 則

(補則)

- 第 13 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規約は、本会設立の日（令和 4 年 4 月 27 日）から施行する。